

都市計画税率の見直しに関する説明会 質疑応答

	ご意見・ご質問	市の考え方
1	公共施設用地に関する借地の契約内容について、地権者と協議する考えはあるか。	借地のあり方については市としても課題意識を持っており、今後見直しを進めていかなければならないと考えています。
2	公共施設用地について、なぜ借地を続けるのか。	借地料が財政的な負担となっていることは事実であり、見直しを進める必要があるとは認識していますが、公共施設用地であり、土地を返還することは難しく、また取得するにも多額の費用が掛かることや地権者の意向、借地契約期間の縛りもあることから、一朝一夕に解決できるものではないことをご理解いただければと思います。
3	なぜ、義務的経費が増えることにより投資的経費が圧迫されるのか。都市計画税は目的税ではないのか。	投資的経費については、すべてを都市計画税で賄うものではなく、都市計画税を充当できない事業もあることから、目的税ではないそのほかの財源を充当しております。そのため、義務的経費が増加すると投資的経費が圧迫されることとなります。
4	人口が減っている状況なのに、なぜ開発事業をもっと進めないのか。	現在、沖村西部地区において土地区画整理事業を進めております。また、西春駅東部地区の新市街地整備につきましては、まずは市民の生命や財産を守るための雨水対策事業等を優先することとして、先送りさせていただきました。限られた財源の中、まずは雨水対策等を優先的に進めることとしております。
5	現在計画している事業が終われば、都市計画税を見直し、税率を下げるという考えはあるか。	今回シミュレーションを行った30年間では、税率を下げる想定はしておりませんが、その後については状況を見て判断するものと考えております。
6	見直し後の税率はなぜ0.3%としたのか。0.25%や0.28%とすることは考えなかったのか。	今回のシミュレーションでは、2028年の税率見直し後、当面は歳入が歳出を上回る見込みとはなっておりますが、2034年以降は歳出が歳入を上回る見込みであり、その時に他事業へ影響を与えないためにも基金を積み上げる必要があり、今回0.3%への見直しを行うことといたしました。
7	消費税の減税について、報道等行われているが、市の税収への影響はどのように考えているか。	報道等によりますと、市の消費税に関する歳入の減少の一部については国からの交付金によって補填されるものとお聞きしております。
8	雨水貯留施設の整備には、国や県の補助はあるのか。	下水道事業における雨水貯留施設の整備には、国の補助金制度がありますので、最大限活用することを想定しております。
9	先日、下水道使用料の見直しについて説明会があったが、資料P20のグラフには、使用料見直しについては加味されているのか。	今回のシミュレーションにあたって、下水道使用料の見直しについては加味されております。
10	鹿田雨水調整池はいつできるのか。	鹿田雨水調整池については、多額の整備費などが課題となり、整備に着手できておりませんでした。近年の大規模災害の状況などから早急な事業着手が必要と判断し、現在修正設計を行い、事業着手に向けた準備を進めております。また、今回の都市計画税の見直しにより生み出される財源を充当することを想定しております。
11	公債費についての今後の見込みは。	一定の期間にまとまって起債を発行した結果、公債費が財政的に大きな負担となっておりますが、この数年の間、起債の発行を抑制してきたことで、現在の公債費は減少傾向となっております。一方、今後も公共施設等の整備には多額の費用が必要となる見込みであり、計画的な起債の発行により公債費を適切にコントロールしていきたいと考えております。
12	下水道事業の年間事業費が今後、1.5倍ほどになるのはなぜか。	これまでは、都市計画税の収入額に合わせ、ある程度進捗を抑制してきた下水道事業について、今後は計画的に整備を進めると想定してシミュレーションを行った結果、事業費が増額となっております。
13	下水道(汚水)の接続率はどのくらいか。	現時点の接続率は約8割となっております。
14	下水道(汚水)は今後も市全域で整備を進める必要があるのか。	将来的な下水道(汚水)整備計画については、社会情勢の変化などを踏まえ、見直しの必要があることは認識しているため、今後検討を進めていきたいと考えております。
15	税率を0.2%から0.3%に見直すとのことだが、激変緩和措置については検討していないのか。	今回のシミュレーションでは、2028年の税率見直し後、当面は歳入が歳出を上回る見込みとはなっておりますが、2034年以降は歳出が歳入を上回る見込みであり、その時に他事業へ影響を与えないためにも基金を積み上げる必要があり、今回0.3%への見直しを行うこととし、激変緩和措置については検討しておりません。
16	市の東西で都市基盤整備の進捗状況に差があり、東側は整備が遅れていると考えているが、整備を進める予定はないのか。	生活道路の側溝整備や水路の蓋掛けといった事業については、都市計画事業ではないため都市計画税の充当はできませんが、今後も適切に整備を進めてまいります。
17	都市計画税率の見直しにあたり、これまでどのような検討を進めてきたのか。	類似団体との比較や都市計画施設の整備状況などの分析を踏まえ、令和5年9月に市議会全員協議会にて、現状などの報告をさせていただき、その後も内部での検討や市議会への報告を経て、今回の方向性を固めさせていただきました。

	ご意見・ご質問	市の考え方
18	以前検討されていた、健康ドーム近隣に防災広場を整備する計画についてはどうなったのか。	防災広場の整備について検討を進めてきた経緯はありますが、現在は、限られた財源の中、雨水対策等の市民の生命や財産を守るための事業を優先に進めることとし、先送りという状況となっております。
19	都市計画税は、既存の公園の維持・修繕に充当することはできるのか。	原則、充当することはできません。
20	義務的経費のうち人件費について、2020年に10億円ほど増加しているが、なぜか。	会計年度任用職員制度の開始により、これまで物件費として計上してきた非常勤職員の報酬等を人件費に計上することとなったため、会計科目の変更であり、総額としては変更はありません。
21	公園はそんなに必要なのでしょうか。	これまでに実施した対話集会やアンケートなどにおいても、公園整備の要望は大変多くいただいております。一方、本市の都市公園の市民一人当たり面積は、県内の市の中で最小となっており、選ばれるまち、住み続けたいまちを目指すうえでは、今後も整備が必要と考えています。